

行政ガイド INDEX

登録・届け出など暮らしの手続き



暮らし・手続き

3

戸籍・住民票など	3	家庭のごみの分け方・出し方は	9
マイナンバーカード	4	し尿汲み取りおよび浄化槽汚泥引き抜きは	9
印鑑登録	5	自治会	9
パスポート	5	相談に関すること	9
税金	5	その他の生活に関すること	10
国民年金	7	上下水道	11
国民健康保険	8	土地・住宅	11
後期高齢者医療	8	その他の助成・支援制度	12
その他医療費等の助成	9		

健康で過ごしやすい暮らしのために

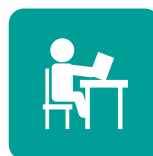


健康・福祉・子育て

13

健康	13
介護保険	18
福祉	20
子育て・医療費助成	21

子どもの教育と町の施設の紹介



教育・文化・スポーツ

23

小・中学校と高校	23
生涯学習	24
主な学習・スポーツ施設	27
まちの文化団体・体育団体	29

暮らし・手続き

最新の情報は
こちら→



▶ 本人確認の実施について

なりすましによる証明書類の不正取得や、虚偽の届出などを防ぐため、各種手続きの際には【本人確認】を実施していますので、以下の身分証明書をご提示ください。皆さんの個人情報を守るために行うものですので、ご理解ご協力をお願いします。

※身分証明書の例

1点で良いもの	免許証・パスポート・マイナンバーカード・障害者手帳などの顔写真付きのもの
2点必要なもの	健康保険証・介護保険証・医療関係受給者証・学生証など

戸籍・住民票など

問 環境生活課 ☎482-2934 (課直通)

▶ 住民登録

住民登録は、弟子屈町に住む町民であることを記録したもので、選挙や国民健康保険、国民年金などの行政サービスを行う上での基礎となります。

▶ 住民変更などに関する届け出

種類	届け出機関	届け出人	必要なもの (●は該当者のみ)
転入届	転入した日から14日以内		①印鑑 ②前住地で交付された転出証明書 ③身分証明書 ④介護保険被保険者証 ⑤マイナンバーカード
転出届	転出前	本人または同一世帯員	①印鑑 ②印鑑登録証 ③身分証明書 ④保険証(国保または後期) ⑤介護保険受給者証 ⑥マイナンバーカード
転居届など	転居した日から14日以内		①印鑑 ②身分証明書 ③保険証(国保または後期) ④介護保険被保険者証 ⑤マイナンバーカード

▶ 住民票の写しの交付 (手数料…1通300円)

住所・氏名・生年月日・性別・前住所などが記載されています。本籍・世帯主名・続柄などの事項は省略されていますが、希望があれば記載することができます。

■ 必要なもの

- ・本人・同一世帯員からの請求……………窓口に来る方の身分証明書
- ・ // 以外の方からの請求…委任状(本籍など記載希望の場合は用途を明記)、窓口に来る方の身分証明書

▶ 戸籍に関する届け出

種類	届け出期間	届出人	必要なもの (●は該当者のみ)
出生届	生まれた日から14日以内	父、母、同居者、立ち合った医師など	①出生証明 ②母子手帳 ③印鑑 ④加入している健康保険証 ⑤身分証明書
死亡届	事実を知ってから7日以内	親族、同居者など	①死亡診断書 ②印鑑 ③身分証明書 ④保険証(国保または後期) ⑤年金証書
婚姻届	任意	夫、妻	①全部事項証明書または戸籍謄本1通(本籍地が弟子屈町ではない場合) ②両人の印鑑 ③身分証明書 ④保険証(国保または後期) ⑤マイナンバーカード
転籍届	任意	戸籍筆頭者、配偶者	①全部事項証明書または戸籍謄本1通(弟子屈町内での転籍ではない場合) ②印鑑(筆頭者および配偶者それぞれの印鑑) ③身分証明書

■ 戸籍全部事項証明(謄本)・戸籍個人事項証明(抄本)

(手数料…戸籍謄抄本1通450円、除籍謄抄本1通750円)
本籍・筆頭者・名・生年月日・父母氏名・出生地・婚姻日などが記載されています。本籍地の市区町村で請求ができます。



暮らし・手続き

必要なもの

- 本人、直系尊卑属、配偶者の方…身分証明書
- それ以外の方……………委任状・窓口に来られる方の身分証明書

火葬許可証

亡くなられた場合は、役場窓口へ死亡届を提出してください（病院などから死亡診断書の記載された届出書が渡されます）。届出をすると「火葬許可証」が交付されますので、必ず火葬場に持参してください。
 ※死亡届を提出する際、火葬場使用料が必要となります。
 亡くなられた方が弟子屈町民…10,000円(12歳以上)、7,000円(12歳未満)
 // 町民以外…20,000円(12歳以上)、14,000円(12歳未満)

マイナンバーカード

問総務課 ☎482-2912(課直通)

▶マイナンバーカードの交付（再発行手数料…800円、電子証明書の再発行手数料…200円）


安全性の高いICカードで、どなたにでも発行できます（15歳未満の方は、法定代理人からの申請が必要です）。【有効期限…発行日から10年（未成年は5年）】

※カードを取得すると

- 本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用することができます。
- 公的個人認証サービス（注1）を利用した行政手続きのインターネット申請が可能になります。取得の方法など、詳しくはお問い合わせください。

（注1）公的個人認証サービスの電子証明書は5年ごとに更新手続きが必要になりますのでご注意ください。

▶申請方法と申請の流れ

<p>交付申請</p> <p>※いずれかの方法で申請してください。</p> <p>※詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。</p>  <p>※交付申請書を紛失した場合、環境生活課窓口で新しく発行された交付申請書または「手書き交付申請書」を使用してください。</p>	<p>・スマートフォンによる申請</p> <p>スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。</p> <p>▼</p> <p>交付申請書のQRコードを読み込み申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。</p>
	<p>・パソコンによる申請</p> <p>デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。</p> <p>▼</p> <p>交付申請用のWEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。</p> <p>※交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）を入力してください。申請書IDに誤りがあると正しくカードが発行されませんので、お間違いのないよう入力してください。</p>
	<p>・まちなかの証明写真機からの申請</p> <p>タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。</p> <p>▼</p> <p>画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。</p>
	<p>・郵便による申請</p> <p>個人番号カード交付申請書の申請書氏名欄にお名前を記入し、顔写真を貼り付けます。</p> <p>▼</p> <p>交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。</p>
受 取	環境生活課窓口で受取 ※身分証明書をご提示ください。

印鑑登録

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶印鑑登録（手数料…450円）

弟子屈町に住居登録がある方で15歳以上の方であれば登録ができます。印鑑登録を終えた方には、印鑑登録証（カード）を発行します。不正防止のため、原則本人が窓口に来られないと印鑑登録ができません。印鑑登録は個人の財産などに関係する非常に重要なものです。

■必要なもの

- 免許証やパスポートなどの官公署の発行の顔写真付き身分証明書
- 登録する印鑑

※顔写真付き身分証明書をお持ちでない方や、入院などで窓口に来られない方はご相談ください。

▶印鑑登録証明書の交付（手数料…1通450円）

弟子屈町の印鑑登録原票に登録された印影を証明するものです。

■必要なもの

- 本人・代理人による請求…印鑑登録証（カード）

※カードを持参されない場合、いかなる理由があっても証明書の発行ができません。

カードを紛失された方は、再度登録が必要となります。

パスポート

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶パスポートの申請

（手数料…10年用16,000円・5年用11,000円 ※12歳未満の方…5年用6,000円）

日本国籍を有し弟子屈町に住居登録のある方であれば、役場窓口で申請できます。

■新規取得の際に必要なもの

- 6カ月以内に発行された戸籍謄抄本
- 身分証明書
- 6カ月以内に撮影されたパスポート用顔写真（縦45mm X横35mm）

※未成年者の方は5年用のみ申請可能です。

屈斜路郵便局でも戸籍、住民票、印鑑証明書などの交付請求・受取ができます。

■交付申請可能な方

- 印鑑証明書…本人
- 住民票・戸籍など…本人および当該証明書に記載されている方

税金

問税務課 ☎482-2914(課直通)

▶町税などの種類

町税には、町民税（個人、法人）、固定資産税、国民健康保険税、入湯税、軽自動車税などがあります。

▶町・道民税の申告

1月1日現在、町内に住民登録があり一定以上の所得がある方、または所得がなくても世帯主の方は、個人町・道民税の申告をしなければなりません。ただし、税務署で申告を行った方、生活扶助を受給されている方は申告の必要がありません。

また、年金収入だけの方や収入が全くない方も国民健康保険税の算出や各種公的サービスの受給のため、所得の申告が必要です。なお、申告がされない場合、国民健康保険税の軽減や各種公的サービスが受けられないなどの不利益が生じるため、忘れずに申告するようにしてください。

▶ 町税などの納期内納入にご協力を!

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
軽自動車税	全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期は各期の月末（12月と2月のみ25日）
 また、月末が土・日・祝日の場合、次の平日に変更となります。
 ※納期限以降に課税された場合は、随時に納期が定められています。

■ 納税には便利な口座振替をご利用ください

税や使用料も含め、納付する手間や納め忘れを防ぐ便利な口座振替は、下記の金融機関で利用することができます。

● 口座振替の利用できる税・使用料

町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町営住宅使用料、介護保険料、水道使用料、下水道使用料など

● 手続きは…

町内の各金融機関、役場税務課、川湯支所（ゆうちょ銀行は各郵便局窓口での手続きとなります。）

● 手続きに必要なもの

通帳と通帳の届け出印

● 取り扱いのできる金融機関

釧路信用金庫、北洋銀行、JA摩周湖、ゆうちょ銀行

■ コンビニエンスストアでの納付も利用できます

● 取扱いのできるコンビニエンスストア

セイコーマート、セブンイレブン、ローソン、スリーエイト、ファミリーマート、ミニストップほか（納付用紙裏面に一覧を記載しています）

● 利用できる税金・使用料など

町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町営住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、ウタリ住宅貸付金、老人保護措置費負担金、道路橋梁使用料、河川堤防使用料、河川鉱泉地使用料、町有地貸付金、建物賃付料（町有住宅、教員住宅）、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、温泉使用料、農業用水使用料

※コンビニ納付の詳細は町ホームページや納税通知書に同封するチラシをご覧ください。

▶ 町税などの納付が困難な場合

どなたにも、やむを得ない事情は生じるものです。災害や病気などの特別な事情により税金を納めることが困難な場合は、滞納のままにせず、税務課納税係までお早めにご相談ください。

▶ 町税に関する証明書

証明の種類	手数料
町・道民税関係証明 所得証明書 課税（非課税）証明書 所得課税証明書	1年度 1件 600円
固定資産税関係証明書 土地証明・家屋証明 （評価・公課）	1筆および1棟 1件 750円
住宅用家屋証明	1件 750円

証明の種類	手数料
土地家屋閲覧	1件 450円
納税関係証明 町・道民税 固定資産税 その他の町税	1年度 1件 600円
軽自動車の納税証明書（車検用）	無料
法人の営業証明 その他の証明	1件 750円

▶ 税に関する届け出のお願い

次のような場合には、忘れずに税務課まで届け出をしてください。

- 原付バイク・小型特殊自動車（農耕用トラクターを含む）などを取得した時や、廃車・譲渡・盗難などにより所有しなくなった場合。
- 転入、転出などで住所変更があった場合。
- 登記を行わない建物を建築した場合。
- 建物を取り壊した場合、あるいは譲渡があった場合。

国民年金

問 健康こども課 ☎482-2935 (課直通)

▶ 国民年金の届け出が必要な場合

	届け出が必要な場合	必要なもの	届け出期限
加入者	60歳未満でほかの年金を脱退した時	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのいずれか	14日以内
	住所・氏名が変わった時		
	死亡した時	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのいずれか	そのつど
保険料の免除を受けたい時※毎年申請が必要です。（継続加入者は7月）			
受給者	60歳以降に任意に加入・脱退したい時	年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのいずれか	そのつど
	60歳以降に年金を請求したい時	別途説明を要する	
	ケガや病気により障害年金を請求したい時		
	死亡した時	金融機関の届出印、通帳（写）	そのつど
	年金の受け取る金融機関を変更したい時		

▶ 国民年金の加入対象者は

- ① 自営業や学生で、満20歳以上60歳未満の方（第1号被保険者）
 - ② 退職年金受給者や満60歳以上65歳未満で加入を希望する方（任意加入者）。さらに70歳まで受給権を確保するための任意加入ができる特例もあります。
- ※上記の①に該当する方、②を希望する方は、届け出が必要です。

▶ 国民年金保険料

保険料を前納（年一括払いや半年一括払い）、もしくは口座引き落としをすることによって、月払いより割引きされる制度もあります。

▶ 国民年金保険料を納めるのが大変な時は

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は、保険料を「猶予」または「免除」する制度があります。

■ 学生納付特例

学生の本人所得が基準以下の場合に、申請をして承認を受けると、在学期間中の保険料を猶予できる学生納付特例制度があります。

- 学生納付特例申請の手続きは、毎年必要です。

学生納付特例承認後の比較表「納付・学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算されない	計算されない

※将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

■ 免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

■ 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予されます。

免除・猶予制度の比較表 「納付・免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	免除	納付猶予	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算される	計算されない	計算されない

※将来受け取る年金額を補うために10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。



くらし・手続き



くらし・手続き

国民健康保険

問健康こども課 ☎482-2935(課直通) または 税務課 ☎482-2914(課直通)

▶国民健康保険で届け出が必要な場合 (届け出は14日以内)

	届け出が必要な場合	必要なもの
国保に はいる時	転入してきた時	転出証明書、マイナンバー
	職場の健康保険をやめた時	職場の健康保険をやめた証明書、マイナンバー
	子どもが生まれた時	保険証、マイナンバー
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、マイナンバー
国保を やめる時	転出する時	保険証、マイナンバー
	職場の健康保険に入った時	国保と職場の保険証、マイナンバー
	死亡した時	保険証、マイナンバー
	生活保護を受けた時	保護開始決定通知書、保険証、マイナンバー
その他	町内で住所が変わった時	保険証、マイナンバー
	世帯が分かれたり、一緒になった時	保険証、マイナンバー
	世帯主が変わった時	保険証、マイナンバー
	保険証をなくした時	マイナンバー
	就学で住所が変わる時	保険証、在学証明書、マイナンバー

▶国民健康保険に加入しなければならない人とは

弟子屈町に住んでいる方で、他の健康保険に加入していない75歳未満の方(生活保護受給者は除く)は、必ず加入しなければなりません。

▶国民健康保険税

通常6月から2月まで9回で納めていただくことになっています。ただし、年度途中で加入の届け出があった場合は、月割で算出し、届け出の翌月から納めていただくこととなります。

※国民健康保険に加入している方、65歳～74歳までの方だけで構成されている国民健康保険世帯は、原則年金からの天引きになります。

▶国民健康保険では、こんな給付があります

・療養の給付 ・入院時の食事代の給付 ・出産育児一時金の給付 ・葬祭費の支給 ・高額療養費の支給など

後期高齢者医療

問健康こども課 ☎482-2935(課直通)

▶後期高齢者医療で届け出が必要な場合

	届け出が必要な場合	必要なもの
後期高齢者医療 にはいる時	転入してきた時	転出証明書、負担区分証明書(道外からの転入の場合)、マイナンバー
	65歳以上で一定の障がいになった時	保険証、身体障害者手帳、マイナンバー
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、マイナンバー
後期高齢者医療 をやめる時	転出する時	保険証、マイナンバー
	死亡した時	保険証、マイナンバー
	生活保護を受けた時	保護開始決定通知書、保険証、マイナンバー

▶後期高齢者医療の対象者と負担割合

- ◆対象者
 - ・75歳以上の方(75歳の誕生日から)
 - ・65歳～74歳で一定の障がいのある方(北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から)
- ◆負担割合 窓口支払での負担は、1割(一定以上の所得の場合は2割または3割)となります。

▶お医者さんにかかるときは

・保険証 ・限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証

▶後期高齢者医療制度では、こんな給付があります

・療養の給付 ・入院時の食事代の給付 ・療養費の支給 ・葬祭費の支給 ・高額医療費の支給 など

その他医療費等の助成

問福祉課 ☎482-2921(課直通) または 健康こども課 ☎482-2935(課直通)

▶精神障害者入院医療費の助成

町内に住民票のある方で、精神障害により精神科の医療機関などに入院している方には、入院に要した医療費のうち自己負担分の3割を助成します。

※どの助成を受けていても、食事負担分の標準負担額や保険適用外分は患者負担となります。詳しい内容などは、福祉課地域福祉係までお問い合わせください。

▶特定疾患(人工透析・小児慢性特定疾患を含む)患者通院交通費の助成

町内に住民票のある方で、上記疾患により町外および道内の医療機関への通院に要した交通費の3分2(町民税非課税世帯の方は全額)を助成します。

交通費の額は鉄道・バス・地下鉄運賃、また自家用車利用の場合は主たる公共交通機関の運賃となります。詳しくは福祉課地域福祉係までお問い合わせください。

▶重度心身障害者の医療費助成

身体障害者手帳や療育手帳を受けている方で、1級・2級・3級の一部の方、または重度知的障害の認定を受けた方の医療費の一部を助成します。

※主に生計を維持している方の所得に応じて該当・非該当の判断をします。詳しくは健康こども課保険年金係までお問い合わせください。

▶妊産婦健診通院交通費の助成

町内に住民票のある妊産婦で、産科医療機関において健診受診に要した交通費の一部を助成します。対象となるのは次のとおりです。

- ①妊婦健診14回
 - ②出産準備1回
 - ③産後健診1回の最大16回分です。※里帰り期間は対象外。
- 産後健診終了後、窓口にて申請手続きを行なってください。母子手帳にて健診日などを確認させていただきます。詳しくは健康こども課健康推進係までお問い合わせください。

▶新生児聴覚検査

町内に住民票のある新生児の保護者を対象に、出産医療機関にて行った聴覚検査に要した費用を全額助成します。検査終了後、役場窓口にて助成申請の手続きを行ってください。

家庭のごみの分け方・出し方は

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶「てしかがの「ごみの分け方・出し方辞典」 たつじん」をご覧ください。

「たつじん」は弟子屈町公式ホームページでも公開しています。
ホーム>行政サイト>くらし・手続き>ごみ・環境>ごみ・リサイクルのページをご覧ください。



し尿汲み取りおよび浄化槽汚泥引き抜きは

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

し尿汲み取り、浄化槽汚泥の引き抜きの問い合わせなどについては、問川上郡衛生処理組合☎486-2223にお問い合わせください。

自治会

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

自治会では、まちづくりと地域の絆づくりのコミュニティ団体として、皆さんの加入をお待ちしています。詳しくは環境生活課へお問い合わせください。

相談に関すること

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶くらしの相談、消費者被害などに関する相談

くらしの相談に関することやその他法律相談、行政相談、消費者相談の受付は、生活係が窓口になっています。



くらし・手続き



くらし・手続き

その他の生活に関すること

問環境生活課 ☎482-2934(課直通)

▶犬を飼うには

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により生涯1度の登録と年1回の予防注射が義務付けられています。これに違反した場合は20万円以下の罰金が課せられる場合があります。

予防注射は室内犬・室外犬を問わず、接種しなければなりません。

弟子屈町では予防注射を受けやすくするため、毎年5月ごろに各地区を巡回し、集合注射を行っていますので必ず接種するようお願いします。

◆料金

登録料3,000円、注射料2,690円、注射済票交付手数料600円

なお、集合注射の日程と都合が合わない場合は、次の場所で接種することができます。

問坪井家畜診療所 ☎482-3479

なお、上記以外の動物病院などで予防注射を受けた場合は、注射済票の交付手続きを行う必要がありますので、病院から発行される注射済証をご持参の上、環境生活課窓口までお越しください。

※転入にともなう飼い犬の異動および既登録犬の死亡などについては、届出が必要です。環境生活課生活係にお問い合わせください。また飼い犬が逃げた場合もご連絡ください。

※転出にともなう飼い犬の異動の場合は、転出先の市町村で届出が必要となります。

▶広報てしかが

町からのお知らせやイベント、まちづくりなどの情報を掲載した広報紙を毎月1日付で発行しています。自治会に加入している世帯へ、町内会を通じて配布しています。また、町のホームページに掲載しているほか、以下の施設に備え付けています。

問まちづくり政策課 ☎482-2913(課直通)

役場	図書館	フクハラ摩周店
道の駅「摩周温泉」	A コープ弟子屈店	社会老人福祉センター
公民館	川湯支所	セイコーマート川湯店
屈斜路研修センター	町内各郵便局(4か所)	待合室みちくさ
摩周観光文化センター	セイコーマート磯分内店	旧昭栄小学校

各施設の配布部数には限りがあります。なかった場合は役場本庁舎へお越しください。

▶墓地を使用するには

町内の各墓地を使用する場合は、あらかじめ使用申請が必要です。なお、既に使用している墓地用地が不要となった場合や使用者が変更となる場合も手続きが必要となりますので、環境生活課窓口までお越しください。

◆墓地使用料

	弟子屈・川湯墓地	その他墓地
料金(1区画)	10,000円	6,000円

※1区画 間口1.8m×奥行3.6m

※1名義2区画まで使用することができます。

▶町営公衆浴場「泉の湯」をご利用ください

公衆衛生の向上と健康の保持増進を図ることを目的に、町営公衆浴場「泉の湯」を運営しています。親しみある公衆浴場を目指し運営していますので、ぜひご利用ください。

◆料金

	1回利用券	回数券(11枚綴り)
大人(高校生以上)	200円	2,000円
中人(小・中学生)	120円	1,200円
小人(未就学児)	80円	800円

◆営業時間

13:00~21:00(定休日:毎週火曜日)

上下水道

問水道課 ☎482-2942(課直通)

▶上下水道の手続き~こんな時には手続きを!

・引っ越しする時(新築・転居)	・使用料の支払い方法を変える時 (口座振替への変更や口座振替の内容を変更する場合は、口座番号がわかるものと通帳の届け出が必要です。)
・使用を中断したり、開始したりする時	
・使用者の名義が変わった時	
・使用される用途が変わるとき	・水道管やメーター器などを撤去する時

※引越しなどの際は、上下水道がすぐに使えませんが、使用開始日の2日前(土日祝を含まない)には手続きをお願いします。

▶浄化槽設置費補助事業

下水道整備区域外で新たに浄化槽を設置や、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、浄化槽設置費用の一部を補助いたします。

また、住宅建設促進事業との併用も可能となっていますので、詳しくは建設課(☎482-2941(課直通))までお問い合わせください。

▶指定店制度があります

上下水道の装置・設備の新設・改造・撤去・修理、または浄化槽設置費補助の対象となる浄化槽の設置工事などは、弟子屈町で指定された業者で行わなければなりません。

指定業者につきましては、水道課までお問い合わせください。

土地・住宅

土地・住宅に関するお問い合わせは 問建設課 ☎482-2941(課直通)
空き家バンクに関するお問い合わせは 問まちづくり政策課 ☎482-2913(課直通)

▶土地を確認する時にご活用ください

個人・法人などが所有している土地の所在地番などを確認する場合にご利用ください。

国土調査による成果	単 位	手数料
コンピューターから出力する成果および図面など	面積計算簿および電子データについては1筆	1件 1,000円
図面および成果原本の複写	A 3版以下の大きさ	1件 1,000円
	A 2版以下の大きさ	1件 1,500円
	A 2版を超える大きさ	1件 2,000円
成果・図面などの閲覧		1件 600円

▶大規模な土地取引を行った場合は届け出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上(都市計画区域内は5,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上)の土地取引を行ったときは、契約(予約を含む)締結日より2週間以内に譲受人(権利取得者)は土地の利用目的および取引価格などを土地の所在する市町村に届出する必要があります。

なお、届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6カ月以内の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがありますので、大規模な土地を取引される場合にはご相談願います。

▶住宅建設促進事業

町内建築事業者を活用し住宅の新築・増改築、リフォームなどを行う場合、事前にご相談ください。建築資金に係る費用の一部を町内の屈舗や事業所で使える金券として助成します。

▶空き家バンク

空き家を有効活用し、住み替えによる住宅環境の改善、移住・定住促進による町の活性化を図るため町公式ホームページ、町広報紙などで情報発信を行っています。購入した物件を改修する場合は補助制度もありますのでご利用ください。

詳細は町公式ホームページをご覧ください。



▶ 一般向け助成・支援制度

事業名		内容	問い合わせ
ふるさとづくり 人材育成事業	ふるさとづくり 人材育成事業補助金	国内外での研修や留学、各種産業での必要な技術を取得するための研修への参加費用などの一部を補助します。	まちづくり 政策課
	人材育成支援事業 補助金	地域に貢献できる人材の育成を図るため、各種資格、免許の取得費用を補助します。(例：漢字検定、実用英語技能検定など)	
地域づくり活動支援補助金		町や地域にとって有効で公益性が見込まれる事業に対し補助金を交付します。(例：地域イベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催)	

▶ 事業者向け助成・支援制度

事業名		内容	問い合わせ
企業振興促進 制度	設備投資補助金	町内に事業所(宿泊施設を除く)を新設するための設備投資費用の一部を助成します。	観光商工課
	サテライトオフィス 設置補助金	町外の法人が町内にサテライトオフィスを設置する場合、100万円を助成します。	
	宿泊業再生事業 補助金	新築または空き施設を活用して宿泊施設を設置する事業者へ、投資額の一部を助成します。	
	家賃補助金	町内の空き施設を賃借して新規に事業所を新設する場合、2年間家賃の一部を助成します。	
	固定資産税補助金	新設する事業所の投資額を複数年で分割払いする場合、固定資産税相当額を助成します。	
	固定資産税課税免除	町内に製造業、所管業(下宿業を除く。)、農林水産物など販売業、情報サービス業等の事業用に供する設備等を増設した場合、取得した設備の固定資産税を3年間免除します。	
	新規雇用支援事業 補助金	新規に町民の従業員を継続雇用する場合、給料月額10分の3を1年間助成します。	
中小企業振興融資制度		町内事業者の経営の合理化を促進し、経済的地位の向上と事業経営の基礎となる金融の円滑化を図ることを目的に融資の実行と保証料および利子の一部を助成します。	
インバウンド推進事業補助金		弟子屈町内で営業している観光関連事業者が、外国人観光客の受入体制の充実を図る為に行う、メニューやHPの多言語化整備などに要する経費を補助します。(費用の2分の1以内、上限10万円)	
ふるさとづくり人材育成事業 人材育成支援事業補助金		地域に貢献できる人材を育成し、町内企業の安定的な経営基盤、雇用機会の拡大を図るため、各種資格、免許の取得費用を補助しています。(例：大型自動車免許、介護職員初任者研修など)	まちづくり 政策課

